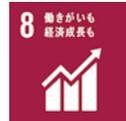


2023年10月30日

## 意欲ある職員が年齢に関係なく活躍できる環境を整備します ～ 65歳以降の職員の勤務形態の拡充 ～



京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）は、意欲ある職員が年齢に関係なく、より一層活躍できる環境を整備するため、65歳以降の職員の勤務形態を拡充することをお知らせいたします。

2021年4月に高年齢者雇用安定法が改正され、企業には、努力義務ながら70歳までの「就業確保措置」の実施が求められています。当金庫は、2008年10月に非常勤嘱託職員制度を導入し、法改正以前から、意欲ある職員が70歳まで働くことができる環境を整備しています。

今回、この制度を改定し、意欲ある職員が、年齢に関係なく、より一層活躍できるよう2023年11月から65歳以降の職員の勤務形態を3種類に拡充いたします。

当金庫では、2023年4月に、職員が年齢にかかわらず、高いモチベーションをもって、安心して働くことができるよう、55歳到達時、および60歳定年再雇用時に役職や賃金の見直しを行う制度を廃止し、65歳まで55歳到達前の職位や賃金が継続される制度へと人事制度の改定を行いました。現在、65歳への定年年齢の引き上げも検討しております。

今後も、職員が年齢に関係なく、自分自身の「飛躍的な成長」にチャレンジし、その持てる力を最大限に発揮できる職場環境の整備に努め、地域で最も信頼される、なくてはならない金融機関を目指してまいります。

### 記

#### 1. 改定内容

勤務形態	改定後	改定前
65歳以上の勤務形態	嘱託職員Ⅰ 嘱託職員Ⅱ 非常嘱託職員	非常勤嘱託職員

\*嘱託職員Ⅰ・嘱託職員Ⅱ・非常勤嘱託職員のうちいずれの勤務形態で雇用するかは、本人の希望や意欲・能力に応じて決定することとしております



## 2. 実施日

2023年11月1日

< ご参考：65歳以降の勤務形態 >

勤務形態	内 容
嘱託職員Ⅰ	・月給制のフルタイムの嘱託職員
嘱託職員Ⅱ	・時給制で勤務日数が週4日以上の嘱託職員
非常勤嘱託職員	・時給制で勤務日数が週3日の嘱託職員

< ご参考：年齢に関係なく職員が活躍できる環境整備に関する取組み >

開始年月	当金庫の取組み
2006年4月	・65歳までの定年再雇用制度を導入 (対象：一定の基準を満たす職員)
2008年10月	・一定の基準を満たす職員を70歳まで雇用する非常勤嘱託職員 制度導入
2013年4月	・65歳までの定年再雇用制度の対象者を希望者全員に拡充
2023年4月	・55歳以上の職員の人事制度を改定し、65歳まで55歳到達前 の職位・賃金が継続される制度へ改定
2023年11月	・65歳以降の職員の勤務形態を拡充

以 上